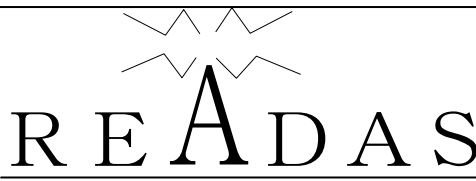


第 5546 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行  リーダスクラブFAXニュース  (2016年)平成28年 9月 6日 火曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
 大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## 少額減価償却資産と圧縮記帳

**Q**：消費税の軽減税率制度の導入に伴う軽減税率対策補助金を受け取り、レジを購入しました。この場合、中小企業者等の少額減価償却資産の損金算入の特例と圧縮記帳の重複適用はできますでしょうか？

**A**：措置法上の中小企業者等の少額減価償却資産の損金算入の特例と法人税法上の圧縮記帳の特例は重複適用が出来ます。

### 【解説】

中小企業者等の少額減価償却資産の損金算入の特例とは、中小企業者等が、取得価額が30万円未満である減価償却資産を平成18年4月1日から平成28年3月31日までの間に取得などして事業の用に供した場合には、一定の要件のもとに、その取得価額に相当する金額を損金の額に算入することができるというもので、租税措置法に規定されているものです。

一方、消費税の軽減税率制度の導入に伴う軽減税率対策補助金を受け取り、これを圧縮記帳する制度は、法人税法に規定されているもので、圧縮記帳をする場合には1円以上の備忘価額を残さなければなりません。

これらの2つの規定は、重複適用が出来ないとする規定がありませんので、重複して適用することが出来るのですが、この場合には、まず圧縮記帳を適用して、その後取得価額が30万円未満なら、中小企業者等の少額減価償却資産の損金算入の特例の適用を受けることとなります。なお、この少額減価償却資産の損金算入の特例と措置法の圧縮記帳との重複適用はできませんので、注意してください。

